



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 10 月 23 日（木曜日） 第 657 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 64,800 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条
例の施行期日を定める規則……………（財政課） 1

告 示

○保安林の指定（4 件）……………（自然環境課） 1
○保安林の指定の解除予定……………（ “ ” ） 2

頁

○都市計画事業の認可……………（都市計画課） 2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 2
○指定納付受託者の指定……………（教育庁） 2

公 告

○落札者等の公告…………… 3

病院局公告

○入札公告…………… 3
○落札者等の公告…………… 4

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第60号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年宮崎県条例第 46 号）の施行期日は、令和 7 年 11 月 28 日とする。

令和 7 年 10 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

告 示

宮崎県告示第 703 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 10 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字橋之谷 5213 から 5215 ま
で、5217

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 704 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 10 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字紋原 3856-3
・3890-4（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、38
50-3

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字紋原 3850-3・3856-3・3890-4（以上 3 筆について
次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 705 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 10 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字猿ヶ内乙1127
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 706号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字池之上3841－ 1、3852－ 2、3852－ 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 707号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 7 年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 宮崎市大字塩路字浜山3085－ 6（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 宮崎市大字塩路字浜山3085－ 6（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 海岸保全施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 708号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和 7 年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
- 日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- 日向延岡新産業都市計画道路事業 3・4・41号高砂通線
- 3 事業施行期間
- 令和 7 年10月23日から令和12年 3 月31日まで
- 4 事業地
- 収用の部分
- 宮崎県日向市本町、中町
- 使用の部分
- 宮崎県日向市本町、中町

宮崎県告示第 709号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 7 年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日南) 2025－ 1	三ツ元政 行	宮崎県日南市星倉 六丁目3431番3、 3397番4、3396番 5、3431番3地先 里道	6.00	40.00	令和 7 年 9 月 30 日

宮崎県告示第 710号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年10月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
宮銀デジタルソリューションズ株式会社	宮崎県宮崎市高千穂通 1 丁目 5 番14号

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類
- 県立高等学校及び五ヶ瀬中等教育学校後期課程の授業料
- スポーツ振興センター共済掛金
- 3 指定をした日
- 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定納付受託者に納入させる期間
- 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

公

告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 10 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県盛土等情報管理システム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県環境森林部・農政水産部及び県土整備部共管盛土対策課
盛土規制担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 8 月 28 日（木）
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
パンフィックコンサルタンツ株式会社宮崎事務所
宮崎市江平西一丁目 5 番 11 号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,403,000 円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意
契約

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 7 年 10 月 23 日

県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 多目的デジタル X 線 TV システム 一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 31 日
 - (4) 納入場所 県立宮崎病院
 - (5) 入札方法 (1)の購入物品について、入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - イ 令和 7 年宮崎県告示第 62 号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 7 年 10 月 30 日までに県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当に提出しなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)イに掲げる資格を有しない者で、競争入札への参加を希望するものは、本県の所定の申請書に必要な事項を記入の上、下記の機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限に間に合わない場合がある。

申請書の配布及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎市北高松町 5 番 30 号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985 (24) 4181

(2) 期間 令和 7 年 10 月 23 日から令和 7 年 11 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和 7 年 10 月 23 日から令和 7 年 11 月 5 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和 7 年 11 月 5 日 午後 5 時 必着

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立宮崎病院 4 階 44 会議室

(2) 日時 令和 7 年 11 月 6 日 午前 10 時

8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲で最低の価格で入札した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

- 11 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 13 質問回答
 - (1) 質問 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
ア 提出期限 令和7年10月29日 午後5時まで
イ 提出先 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp
 - (2) 回答 質問に対する回答は、次のとおり行う。
ア 回答期限 令和7年11月4日 午後5時まで
イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
ウ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Multipurpose digital radiography and fluoroscopy system.
 - (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 5 November, 2025
 - (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和7年10月23日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 落札に係る調達件名及び数量
医療機器等一式（県立3病院共同調達）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当
宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日
令和7年9月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社六濤
東京都文京区本郷3丁目14番3号
- 5 落札金額
478,818,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和7年7月24日